

石川県情報公開審査会の答申概要 (答申第85号)

1 異議申立ての対象となった請求対象文書 (諮問案件第124号)

平成15年度犀川総合開発事業 (辰巳ダム建設) 犀川水系河川整備計画検討業務委託報告書 (以下「本件報告書」という。) における寺津町生産組合、下鴛原生産組合、辰巳町農業生産組合及び大桑用水 (以下「特定4用水」という。) 以外の用水流域のかんがい期間の設定の基礎となる農業実態 (以下「営農実態」という。) の根拠資料

2 担当課 (所) 土木部辰巳ダム建設事務所

3 審査請求等の経緯

- (1) H19. 4. 2 公開請求 (4) H19. 11. 21 諮問
- (2) H19. 5. 7 不存在決定 (5) H22. 9. 3 答申
- (3) H19. 6. 15 異議申立て

4 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項 (不存在)</p>	<p>異議申立人は、本件報告書の「2.4 既得農業用水取水量の算定」で営農実態が記載されていない特定4用水以外の用水流域について、営農実態とそれに基づくかんがい期間の設定の根拠を公開請求している。</p> <p>これに対し、実施機関は、本件報告書の「2.3 減水深の設定」で、特定4用水以外の7用水流域について、「現在の営農実態では、ゴールデンウィークに田植えを行い、8月末に通水を終了することが一般的」と記載しており、一般的と判断した営農実態によりかんがい期間を設定したもので、その判断の基となる調査等は実施していないと説明している。</p> <p>このように、実施機関は、特定4用水以外の7用水流域の営農実態についても、特定4用水流域と同様に一般的と判断した営農実態を前提として本件報告書に係る業務委託を行っている認められる。</p> <p>したがって、実施機関が本件請求文書に対応する公文書を不存在とした決定は特段不自然、不合理とはいえない。</p>

5 審議経緯 審査回数 4回

(別紙)  
答申第85号

# 答 申 書

平成22年9月

石川県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成19年4月2日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成15年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）犀川水系河川整備計画検討業務委託報告書（以下「本件報告書」という。）における寺津町生産組合、下鷺原生産組合、辰巳町農業生産組合及び大桑用水（以下「特定4用水」という。）以外の用水流域のかんがい期間の設定の基礎となる農業実態（以下「営農実態」という。）の根拠資料

### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成19年4月16日に、条例第12条第2項に基づき公開決定等の期限を20日間延長することとして異議申立人に通知し、平成19年5月7日に本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

一般的な営農実態により期間（「かんがい期間」の意。）を設定したものであるため、公開請求に係る公文書は存在しない。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成19年6月15日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成19年11月21日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 公文書の不存在理由として、「一般的な営農実態により期間を設定した」と記載しているが、それなら、「一般的な営農実態」を調査した公文書が存在するはずであり、これを公開すべきである。
- (2) 公開請求に係る用水流域の営農実態が一般的なものであるとするなら、まず、金沢近辺の一般的な営農実態とその根拠を提示し、次に、公開請求に係る各用水流域の営農実態がその一般的なものとかけ離れていないことを示す根拠が必要である。

## 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び追加理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件報告書の「2.4 既得農業用水取水量の算定」の「2.4.1 かんがい用水」において、犀川水系で既得水利権を持つ11農業用水について、実態調査から、特定4用水は、水利権内容である受益面積と実受益面積に大きな差異はなく、これらを、「(1)農地面積が変化していない用水」とし、農用地面積が減少しているその他の7用水を「(2)農地面積が減少している用水」と区分して、かんがい期間を設定し、農業用水取水量を算定している。

上記の(1)において、特定4用水の営農実態について、「ゴールデンウィークに田植えを行い、8月末に通水を終了することが一般的」と記載しているが、それ以外の7用水流域については、(2)の中で特に営農実態について記載していない。

しかしながら、本件報告書の「2.3 減水深の設定」において、特定4用水以外の7用水流域について、「現在の営農実態では、ゴールデンウィークに田植えを行い、8月末に通水を終了することが一般的」と記載しており、これに基づいてかんがい期間を設定している。

したがって、本件公開請求のあった特定4用水以外の7用水流域の営農実態についても、特定4用水と同様に一般的と判断した営農実態によりかんがい期間を設定したものであり、これに関し、特に調査等は行っておらず、公開請求に係る公文書は存在しない。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

### 2 本件請求文書の性格等について

本件報告書の「2.4 既得農業用水取水量の算定」において、特定4用水以外の用水流域

について営農実態を記載せずにかんがい期間が設定されていることに関して、当該期間を設定した根拠に係る文書である。

### 3 本件請求文書に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、本件報告書の「2.4 既得農業用水取水量の算定」で営農実態が記載されていない特定4用水以外の用水流域について、営農実態とそれに基づくかんがい期間の設定の根拠を公開請求している。

これに対し、実施機関は、本件報告書の「2.3 減水深の設定」で、特定4用水以外の7用水流域について、「現在の営農実態では、ゴールデンウィークに田植えを行い、8月末に通水を終了することが一般的」と記載しており、一般的と判断した営農実態によりかんがい期間を設定したもので、その判断の基となる調査等は実施していないと説明している。

このように、実施機関は、特定4用水以外の7用水流域の営農実態についても、特定4用水流域と同様に一般的と判断した営農実態を前提として本件報告書に係る業務委託を行っている認められる。

したがって、実施機関が本件請求文書に対応する公文書を不存在とした決定は特段不自然、不合理とはいえない。

### 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、河川整備計画策定のための農業用水の取水量の検討における営農実態に基づくかんがい期間の設定方法のあり方を主張しているが、当審査会はその適否を審議する立場にはなく、本件処分に係る判断を左右するものではない。

### 5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

### 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年11月21日	○諮問を受けた。(諮問案件第124号)
平成20年1月15日	○実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成20年4月2日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成22年5月14日 (第195回審査会)	○事案の審議を行った。
平成22年5月28日 (第196回審査会)	○事案の審議を行った。
平成22年6月25日 (第197回審査会)	○事案の審議を行った。
平成22年7月2日	○実施機関から追加理由説明書を受理した。
平成22年7月16日 (第198回審査会)	○事案の審議を行った。